



	氏名	担当地区名
1	藤川佳伸	郭内、八幡町
2	辰己雅昭	根太口、味間町、三輪町、材木町
3	高木 正	堺町、南町、新地
4	辰己賀代子	大門東、大門中、大門西
5	村田稔治	祇園町、本町、茶町、市町
6	竹村達子	戎一、戎二、戎三、殿町
7	上田和美	幸町
8	竹中秀司	室町一、室町二、室町三
9	竹田秀子	魚町、旭町、小室、小室東
10	松村隆司	新木、矢部
11	上田信一	多
12	宮川幸子	宮森
13	徳谷和子	笠縫（宮森住所地）
14	田原幸子	笠縫（新木住所地）
15	山端宏昭	秦楽寺
16	土井文光	九品寺、九品寺柿木原
17	高村壽三子	九品寺、九品寺柿木原
18	赤松裕規子	柳町、島ノ町
19	橋本棟弘	八条
20	嶋谷謙一	八条
21	原田照三	八条
22	中島敏夫	南千代、千代公苑
23	植田賢一	東井上、西井上、新阪手
24	安浪寿紘	法貴寺
25	吉岡 寛	八田
26	船井 勳	唐古、西代
27	竹村 明	鍵、西鍵、今里
28	岡本真千子	小阪
29	安田新司	小阪
30	堀内佐起子	阪手北
31	松原佐多子	阪手南
32	藤川絹子	阪手根太、南阪手グリーンタウン、ピアッツァコート one
33	山崎久美子	阪手西
34	浅井敦子	宮古
35	松本廣志	八尾、新八尾第一
36	森田紀美代	八尾、新八尾第一

	氏名	担当地区名
37	青木陽子	八尾、新八尾第一
38	藪内安幸	中八尾、南八尾、八尾池之内
39	山田公子	西八尾A
40	井上隆子	西八尾B
41	堀内泰男	西八尾C
42	塚本秀道	黒田、富本、石橋団地
43	吉川佳秀	新町
44	廣瀬信和	西新町
45	藤井フミ子	佐味、満田
46	松井まさ子	大網、平野
47	塚田四郎	金剛寺、松本
48	上田節子	西竹田、十六面
49	松原伸兆	薬王寺、保津
50	中野 正	薬王寺、保津
51	服部栄子	保津
52	桑原嘉代子	南薬王寺、みどりの団地
53	芳村節子	新薬王寺、みどりの北
54	吉井日出子	三笠
55	加藤至宏	三笠
56	國枝重雄	南三笠
57	扇田孝之	平田、大木、西大木
58	増田哲也	蔵堂、伊与戸
59	田中秀美	金澤、為川北、為川南
60	福田芳一	大安寺、西大安寺
61	増田耕三	笠形第一
62	上田太一	阿部田、笠形
63	米田正子	味間
64	福井 均	主任児童委員
65	藤本勝子	主任児童委員
66	吉田裕美	主任児童委員

(敬称略)

※お住まいの地域の民生委員・児童委員の連絡先などについては、健康福祉課社会福祉係または町民生児童委員協議会事務局（☎34-2118）までお問い合わせください。

新民生委員・児童委員が決まりました

生活上の相談などお気軽にお尋ねください

健康福祉課社会福祉係 ☎ 34・2098

民生委員・児童委員の改選により12月1日から次の66人が今後3年間民生委員・児童委員として地域住民の福祉向上に取り組みます。
ご家庭での生活上の相談などお気軽にお尋ねください。

平成28年度臨時福祉給付金 障害・遺族年金受給者向け給付金

受付は12月26日までです

町臨時福祉給付金等給付事業実施本部 ☎ 33-9001

対象と思われる人に、町役場から案内通知を送付しています。申請手続の詳細については、案内通知をご確認ください。（案内通知が届かなかった人は、お問い合わせください）



イメージキャラクター カクニンジャ

申請期限が迫っています。お早めに申請をお願いします。

※ 申請期限を過ぎると受付できません。



償却資産の評価額の算出方法

毎年、個々の資産の取得価額または前年度評価額をもとに、取得後の経過年数に応じる価値の減少(減価)を考慮して評価額を算出します。

ただし、評価額は取得価額の5%が最低限度です。

償却資産の評価

- 前年中に取得した償却資産の評価
評価額＝取得価額×半年分の減価残存率
- 前年より前に取得した償却資産の評価
評価額＝前年度評価額×1年分の減価残存率

償却資産の税額の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{平成29年度の} \\ \text{税額(100円} \\ \text{未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{平成29年度の課} \\ \text{税標準額(1,000} \\ \text{円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{(1.4\%)} \\ \hline \end{array}$$

- ①取得年月日・取得価額・耐用年数から、1品ごとに評価額を算出し、その合計額が課税標準額となります。
 - ②課税標準の特例の適用がある場合は、適用後の額が課税標準額です。
- ※同一の人でその人にかかる償却資産の平成29年度課税標準額が150万円未満の場合は、免税点により課税されません。(ただし、150万円未満の場合でも申告は必要です)

償却資産とは、会社や個人で工場・商店などを経営している人が、その事業のために所有している(他の人に貸し付けているものも含む)土地家屋以外の事業用資産をいいます。ただし、自動車税や軽自動車税の課税対象となるものは、償却資産の課税対象には含まれません。

償却資産の申告
事業用償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に所有している償却資産を申告していただく必要があります。申告が必要な人は、税務課に連絡いただければ申告書を送付します。**太陽光発電設備の申告**
太陽光発電設備は償却資産に該当し、申告が必要になる場合があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

税務課課税第二係 ☎ 34・2113

償却資産を所有している皆さんへ
償却資産は平成29年1月31日までに申告を

日程とカリキュラム

開催日(全日参加要)	時間	テーマ(抜粋)
平成29年1月7日(土)	午前10時～午後0時30分	各種手続きと会計知識
	午後1時30分～4時	創業計画書策定の基礎知識①
平成29年1月21日(土)	午前10時～午後0時30分	創業計画書策定の基礎知識②
	午後1時30分～4時	創業計画書策定の基礎知識③
平成29年1月28日(土)	午前10時～午後0時30分	財務に関する知識
	午後1時30分～4時	創業計画書作成・創業疑似体験

※カリキュラムの内容は変更する場合があります。

町商工会では、起業・独立をお考えの人を対象に、事業を開始するために必要な手続き、ビジネスプランの作成(経営・財務・販売)、人材育成、創業計画書の作成についてなど、実際の創業に役立つ講座「創業塾」を開催します。(全行程3日間 午前・午後開催)

日程・内容 上表のとおり

場所 町商工会館 (千代356の17)

定員 15人(定員になり次第締め切らせていただきます)

受講料 無料

●申込 午前9時～午後5時に町商工会(☎32・2552)へ。

※土・日曜日、祝日は休み。

既に開業されている人も受講できます。



起業・独立をお考えの人
創業塾でああなたの夢を実現してみませんか?

町商工会 ☎ 32・2552